

平成 29 年 12 月 28 日  
株式会社 大正銀行

お客さま各位

## 「預金等規定集」の一部改正について

平成 30 年 1 月 1 日 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」と言います。）の施行に伴い、預金等規定について一部改正となりますのでお知らせ致します。

### 記

#### 1. 休眠預金等活用法の概要について ～内閣府・金融庁説明資料より～

##### ■休眠預金等の発生と預金保険機構への移管

- ✓ 「休眠預金等」とは、10 年以上入出金等の「異動」がない「預金等」を言います。  
※ 「預金等」とは、預金保険法の対象商品です。（財形貯蓄等は除きます。）
- ✓ 金融機関は「預金等」の存在を「預金者等」に通知し、預金者等の所在が確認できない預金等について、ホームページで公告を行った上で、預金保険機構に預金等に移管します。

##### ■預金者等への休眠預金等の払戻し・情報提供

- ✓ 「預金者等」はいつでも「預金等」があった金融機関の窓口で「休眠預金等」の払戻しを受けることが可能です。
- ✓ 「預金者等」は、いつでも「預金等」があった金融機関に「休眠預金等」に関する情報提供を求めることが可能です。

#### 2. 対象となる預金等規定

- (1) 普通預金規定
- (2) 総合口座取引規定
- (3) 通知預金規定
- (4) 貯蓄預金規定
- (5) 納税準備預金規定
- (6) 自由金利型定期預金（M 型）規定〔単利型、複利型〕
- (7) 自動継続自由金利型定期預金（M 型）規定〔単利型、複利型〕
- (8) 自由金利型定期預金規定
- (9) 自動継続自由金利型定期預金規定
- (10) 変動金利定期預金規定〔単利型、複利型〕
- (11) 自動継続変動金利定期預金規定〔単利型、複利型〕
- (12) 期日指定型定期預金規定（個人）
- (13) 自動継続期日指定型定期預金規定（個人）
- (14) 積立式定期自由形規定
- (15) 積立式定期目標型規定
- (16) 定期積金（スーパー積金）規定
- (17) 当座預金規定



3. 改正内容

■各種預金等規定（総合口座規定を除く）に次の条項が追加されます。

- ✓ 休眠預金等活用法に係る異動事由
- ✓ 休眠預金等活用法に係る最終移動日等
- ✓ 休眠預金等代替金に関する取扱い

■総合口座規定に次の条項が追加されます。

- ✓ この休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い

※改正後の預金等規定は、既にお取引のあるお客さまにも適用致します。

以 上

＜本件に関するお問い合わせ先＞  
株式会社 大正銀行 事務部  
電話番号：06-6205-8400（大代表）  
お電話受付時間：  
銀行窓口営業日の9：00～17：00